

ばい煙・排水などに関する独自規制の緩和について

栃木県工場・事業場自主管理要領における測定結果の報告が変わりました。

～栃木県の独自規制（条例等に基づく手続き及び基準等）が緩和され、平成 28 年 4 月 1 日から工場・事業場自主管理要領における測定結果の報告が変わりました。～

工場等からのばい煙、VOC 及び指定物質並びに排水等の自主測定の報告義務は、基準超過時のみの報告に緩和されました。ただし、市町と環境保全協定を締結している工場・事業場の方は、自主測定の報告が協定により規定されている場合がありますので、御留意、ご確認願います。

～自主測定の実施については、今までと同様、実施する必要があります～

～燃料等指導基準及びK値指導基準が変更になりました～

燃料等指導基準(A重油、灯油、ガス等の良質燃料を使用)及びK値指導基準(K値 17.5 の地域を 14.5 に上乘せ規制)により定めていた指導を廃止します。

詳細は栃木県環境森林部環境保全課ホームページをご覧ください。